



第3部

3つの目標

1 国の基本指針

国の基本指針においては、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次の3項目について数値目標の設定を求めています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

現在の施設入所者の1割以上が地域生活に移行することをめざします。

現在の施設入所者数を7%以上削減することを基本とします。

(注) 1 入所施設とは、長期の入所が常態化している身体障害者入所更生施設、身体障害者入所療護施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、精神障害者入所授産施設および精神障害者福祉ホームB型をいいます。

2 地域生活への移行とは、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等への移行をさします。

(2) 入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行

平成24年度までに退院可能な精神に障害のある人の解消をめざします。

(注) 1 退院可能な精神に障害のある人とは、精神科病院入院患者のうち受け入れ条件が整えば退院可能な人のことをいいます。

2 国は平成24年度までの精神科病院入院者の地域移行者数を7万人と見込み、富山県全体で500人、精神科病院入院者の14.6%としています。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

現在の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。

(注) 1 一般就労とは、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。

2 福祉施設とは、次のものをいいます。

身体障害者 更生施設、療護施設(入所・通所)、授産施設(入所・通所)、小規模通所授産施設

知的障害者 更生施設(入所・通所)、授産施設(入所・通所)、小規模通所授産施設

精神障害者 生活訓練施設、授産施設(入所・通所)、福祉工場、小規模通所授産施設

2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障害のある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害のある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

平成23年度末までに、平成17年度末施設入所者数533人のうち、153人（28.7%）が地域での生活に移行するものとします。

平成23年度末時点の施設入所者数は、平成17年度末施設入所者533人から128人（24.0%）減少した405人とします。

表3 - 1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標

区分	施設種別（旧法）	17年度末入所者数	23年度末施設入所支援利用者数	地域移行数
身体	身体障害者入所更生施設	22人	22人	0
	身体障害者入所療護施設	81人	81人	0
	身体障害者入所授産施設	39人	39人	0
知的	知的障害者入所更生施設	301人	239人	62人
	知的障害者入所授産施設	54人	24人	30人
精神	精神障害者入所授産施設	9人	0	9人
	精神障害者福祉ホームB型	27人	0	27人
合計		533人 (A)	405人	128人 (B)
削減目標値		$B \div A \times 100$		24.0%
新規施設入所者数				25人 (C)
現入所者の地域生活移行目標値		$(B + C) \div A \times 100$		28.7%

3 入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行

社会的入院に該当する精神に障害のある本市民は、134人と県が示しました。この134人については、平成24年度までに地域移行することとし、平成23年度末までには112人が地域移行することを目標とします。精神に障害のある人が地域で生活できるよう、グループホーム、ケアホームなどの整備と就労継続支援事業などの日中活動の場の確保に努めます。

表3 - 2 入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行目標数値

項目	数値	考 え 方
退院可能な精神に障害のある人	134人	現在の退院可能な精神に障害のある人
減少数	112人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す人数

4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、表3 - 3のとおり28人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

表3 - 3 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数	7人	平成17年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	28人 (4倍)	平成23年度に福祉施設を退所して一般就労する人数